

労働者派遣法第23条第5項に基づく労働者派遣事業の状況に関する情報

(対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日)

事業所名称	本 社				
事業所の所在地	大阪市中央区西心斎橋2-2-3 A-PLACE心斎橋8階				
① 派遣労働者の数 (2023/6/1現在)					477人
② 派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)					153件
③ 労働者派遣の料金 1日(8時間当たり)の額の平均					15,684円
④ 派遣労働者の賃金 1日(8時間当たり)の額の平均					12,353円
⑤ マージン率 (③-④)÷③					21.2%
⑥ 教育訓練に関する事項					
教育訓練の種類	対象者	実施人員	実施方法	賃金支給	労働者の費用負担
派遣社員の為の研修テキスト	新規派遣労働者	104人	Off-JT	有	無
キャリアアップに向けての心構え・ヒューマンスキルアップ	新規派遣労働者 派遣中の労働者	13人	Off-JT	有	無
PCスキル(初級・中級・上級)	派遣中の労働者	18人	Off-JT	有	無
ビジネス基礎、マナー研修	派遣中の労働者	19人	Off-JT	有	無
財務、会計等(基礎・中級・上級)	派遣中の労働者	2人	Off-JT	有	無
他業種入門	派遣中の労働者	4人	Off-JT	有	無
部門の仕事学習(人事部・総務部 他)	派遣中の労働者	4人	Off-JT	有	無
リーダー、マネージャー向け課題解決基礎	派遣中の労働者	34人	Off-JT	有	無
語学基礎(英語・中国語等)	派遣中の労働者	11人	Off-JT	有	無
ビジネス教養	派遣中の労働者	24人	Off-JT	有	無

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か：締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：以下の職種に派遣される労働者に適用

(職業安定業務統計 中分類)

10：情報処理・通信技術者、18：経営・金融・保険の専門的職業、19：教育の職業、
21：著述家・記者・編集者、22：美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者、24：その他の専門的職業、
25：一般事務の職業、26：会計事務の職業、28：営業・販売関連事務の職業、
29：外勤事務の職業、31：事務用機器操作の職業、32：商品販売の職業、33：販売類似の職業、
34：営業の職業、42：その他のサービスの職業、60：機械整備・修理の職業、66：自動車運転の職業、
75：運搬の職業、76：清掃の職業、78：その他の運搬・清掃・包装等の職業

当該労使協定の有効期間：2023年4月1日～2025年3月31日